

確定申告書等作成コーナー

～贈与税申告書等作成のための操作の手引き～

2. 土地等の評価明細書作成コーナーで入力した情報を利用して贈与税の申告書を作成する場合編 (土地等の評価明細書作成コーナー)



「土地等の評価明細書作成コーナー」で入力した情報を利用して、引き続き贈与税の申告書を作成する場合の操作手順を説明します。

1	ご利用ありがとうございました	1
2	贈与者等の入力	2
3	土地等の評価明細書の選択	4
4	贈与税の配偶者控除の特例要件チェック（土地等の評価明細書の引継ぎ）	6
5	土地等の評価明細書の選択	7
6	特定贈与者（財産をあげた方）等の入力（土地等の評価明細書の引継ぎ）	9
7	土地等の評価明細書の選択	10
8	贈与者等の入力結果	11
9	入力内容の確認	12
10	取得財産の入力	13
11	贈与税額計算結果表示	15

※ 令和4年分の画面にて説明しています。



この操作の手引きは各画面の操作方法について説明しておりますので、他の画面の入力内容と異なる場合があります。

1 ご利用ありがとうございました

マイナンバーカード

ご利用ありがとうございました

土地等の評価明細書作成コーナーで入力した所在地番や金額などの情報を引き継いで贈与税の申告書の作成を開始することができます。

送信方法の選択

- 1 土地等の評価明細書作成コーナーで入力した所在地番や金額などの情報を引き継いで贈与税の申告書を作成し、一緒に送信する方法
この場合、「贈与税申告書作成開始」ボタンをクリックして、そのまま作成を進めてください。
- 2 土地等の評価明細書のデータを市販の会計ソフト等を利用して送信する方法
以下の「市販の会計ソフト等を利用して送信する。」にチェックを付けてください。

市販の会計ソフト等を利用して送信する。

現在までのデータの保存

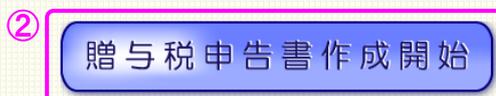
土地等の評価明細書作成コーナーで入力した内容は贈与税の申告書作成コーナーで訂正することができますので、現在までに入力したデータを必ず保存してください。

下の「入力データの保存」ボタンをクリックすると、現在までに入力したデータを保存することができます。



引き続き贈与税の申告書を作成

土地等の評価明細書作成コーナーで入力した情報を利用して贈与税の申告書を作成することができます。



※ 贈与税の申告書作成コーナーからe-Taxで申告書を送信後に戸籍の謄本などの添付書類もイメージデータ(PDF形式)により送信することができます。
詳しくは、[よくある質問](#)をご覧ください。

※ 「終了」ボタンをクリックすると、入力した内容をクリアし、確定申告書等作成コーナートップ画面に戻ります。



- ① 入力した情報を保存する場合は、「入力データの保存」ボタンをクリックしてください。
- ② 「土地等の評価明細書作成コーナー」で入力した情報を利用して贈与税の申告書を作成する場合は、「贈与税申告書作成開始」ボタンをクリックすると、「贈与者等の入力」画面に進みます。

2 贈与者等の入力

[当画面の入力例](#)

評価明細書を作成した土地等について、下のボタンの中から該当するものをクリックして、画面の案内に沿って贈与者(財産をあげた方)等を入力してください。

※ 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、この画面の案内に沿って評価明細書を作成した土地等の贈与者(財産をあげた方)等を入力した後に、別の画面で入力することになります。

【入力件数 0/4】

入力内容を確認する場合は、右の「入力内容を確認する」ボタンをクリックしてください。

①

一般の贈与
(基礎控除額 110万円)

配偶者控除の適用を受ける財産
(配偶者控除額 最高 2,000万円)

相続時精算課税の適用を受ける財産
(特別控除額 最高 2,500万円)

一般の贈与([暦年課税](#))の場合は左のボタンをクリックしてください。

[配偶者控除の特例\(暦年課税\)](#)の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

登記事項証明書の添付を省略する
 登記事項証明書の添付を省略するために配偶者控除の適用を受ける財産に係る不動産番号を入力する場合は、上のチェックボックスにチェックを入れてください。
 なお、チェックを入れた場合は、以下の財産が合計7件以上となる申告書は作成することができません。

- ・ 一般の贈与(一般税率)
- ・ 配偶者控除の適用を受ける財産

 ※ 登記事項証明書の添付の省略について、詳しくは[よくある質問](#)をご覧ください。

[相続時精算課税](#)の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

※ **相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます。**
 なお、贈与税の申告書を申告書の提出期間の経過後に提出される方は[こちら](#)

① 評価明細書を作成した土地等について、該当するボタンをクリックして、画面の案内に沿って贈与者(財産をあげた方)等の入力を行います。

なお、画面の進む先は次により異なります。

- 「一般の贈与(基礎控除額 110万円)」ボタンをクリックした場合 … 4ページの「3 土地等の評価明細書の選択」画面に進みます。
- 「配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高 2,000万円)」ボタンをクリックした場合 … 6ページの「4 贈与税の配偶者控除の特例要件チェック(土地等の評価明細書の引継ぎ)」画面に進みます。

なお、登記事項証明書の添付を省略する場合は、「登記事項証明書の添付を省略する」のチェックボックスにチェックを入れ、8ページの「【参考】登記事項証明書の添付を省略する場合の不動産番号の入力のしかた」の記載に沿って不動産番号を入力してくだ

さい。

- 「相続時精算課税の適用を受ける財産（特別控除額 最高 2,500 万円）」ボタンをクリックした場合 … 9 ページの「6 特定贈与者（財産をあげた方）等の入力（土地等の評価明細書の引継ぎ）」画面に進みます。



住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産を入力する場合は、評価明細書を作成した土地等の贈与者（財産をあげた方）等を入力した後に、13 ページの「10 取得財産の入力」画面で「住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産」ボタンをクリックして画面の案内に沿って入力してください。

- ① 贈与者（財産をあげた方）の氏名、あなた（財産を取得した方）からみた贈与者の続柄、生年月日等を入力します。
- ② ①で入力した贈与者（財産をあげた方）から取得した土地等について、「選択」ボタンをクリックした後、「取得年月日」を入力します。
 なお、①で入力した贈与者（財産をあげた方）から取得した土地等について「選択」ボタンをクリックすると、「選択中」と表示されます。
- ③ 内容に誤りがなければ「選択終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。
 「選択終了（次へ）>」ボタンをクリックした後は、11 ページの「8 贈与者等の入力結果」画面に進みます。

【参考】贈与者の続柄について「その他」を選択した場合の入力のしかた

「贈与者の続柄」について「その他」を選択した場合には、「続柄の入力」欄及び「あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。」欄が表示されますので続柄を入力し、「はい」又は「いいえ」を選択してください。

土地等の評価明細書の選択

[当画面の入力例](#)

一般の贈与に係る贈与者(財産をあげた方)を入力した後、作成した土地等の評価明細書を選択してください。

1 贈与者(財産をあげた方)について入力してください。

(1) 贈与者の氏名 フリガナ <small>【必須】</small>	[各全角カナ11文字以内] セイ: <input type="text" value="ゼイム"/> メイ: <input type="text" value="ゴロウ"/>
(2) 贈与者の氏名 漢字 <small>【必須】</small>	[各全角10文字以内] 姓: <input type="text" value="税務"/> 名: <input type="text" value="五郎"/>
(3) 贈与者の続柄 <small>【必須】</small>	[その他は全角3文字以内] その他 <input type="text" value=""/> <small>※ 贈与者の続柄が配偶者の父母などの場合は、その他を選択してください。</small>
(4) 贈与者の生年月日 <small>【必須】</small>	昭和 <input type="text" value="6"/> 年 <input type="text" value="6"/> 月 <input type="text" value="7"/> 日
(5) 贈与者の住所	[全角40文字以内] 熊本県熊本市北区〇〇町〇〇-〇〇
(6) あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫(直系卑属)ですか。 <small>【必須】</small>	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ

※ 養子縁組により年の途中で贈与者の直系卑属となった方の入力方法については、こちらをご参照ください。

4 贈与税の配偶者控除の特例要件チェック（土地等の評価明細書の引継ぎ）

贈与税の配偶者控除の特例要件チェック(土地等の評価明細書の引継ぎ)

1 贈与を受けた財産は、次のうちどれですか(複数選択可)。
【必須】

① 土地(借地権等) 家屋 マンション 金銭

※ 既に特例の適用要件に該当することを確認済みの方は、右の「特例適用要件確認済として次へ」ボタンをクリックしてください。下の要件の確認を省略し次の画面に進むことができます。

④ **特例適用要件確認済として次へ**

2 次のうち当てはまる項目にチェックしてください。

	チェック
1 贈与者はあなたの配偶者(夫又は妻)ですか。	② <input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
2 婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は20年以上ですか。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
3 これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。 【3で「はい」と回答した方のみチェックしてください。】	<input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> はい
4 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	<input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> はい
5 贈与を受けた財産は不動産(土地等・家屋)又は金銭ですか。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
6 【贈与を受けた財産のうち不動産がある方のみチェックしてください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
7 【贈与を受けた財産のうち金銭がある方のみチェックしてください。】 その金銭を令和5年3月15日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
8 6又は7の不動産に現在居住していますか。又は令和5年3月15日までに居住する見込みですか。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
9 今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ

③ **入力終了(次へ) >**

- ① 贈与を受けた財産の種類は、初期表示で「土地」にチェックがされていますので、チェックは不要です。
- ② 質問事項について、「はい」又は「いいえ」を選択してください。
なお、項番7については、チェックは不要です。
- ③ チェックした内容に誤りがなければ「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください。
※ 特例の適用要件に該当しない場合は次の画面に進むことができません。メッセージに沿って、チェックした内容を確認します。
- ④ 質問事項を選択することで特例の適用要件に該当しているかチェックを行いますが、既に確認済である場合はチェックを省略することができます。
その場合は、④の「特例適用要件確認済として次へ」ボタンをクリックし、次の画面に進んでください。



①の財産の種類に「土地」以外のものがある場合は、12ページの「9 入力内容の確認」画面で「他の財産の入力を行う>」ボタンをクリックして、「取得財産の入力」画面から財産を追加してください。
詳しくは、操作の手引き「贈与税の申告書作成コーナー」の「2. 配偶者控除の特例の適用を受ける場合(暦年課税)編」の10ページをご確認ください。

5 土地等の評価明細書の選択

土地等の評価明細書の選択

[当画面の入力例](#)

配偶者控除に係る贈与者(財産をあげた方)を入力した後、作成した土地等の評価明細書を選択してください。

1 贈与者(財産をあげた方)について入力してください。

① (1) 贈与者の氏名 フリガナ [各全角カナ11文字以内]
【必須】 セイ:
 メイ:

(2) 贈与者の氏名 漢字 [各全角10文字以内]
【必須】 姓:
 名:

(3) 贈与者の続柄 【必須】

(4) 贈与者の生年月日 【必須】 昭和 年 月 日

(5) 贈与者の住所 [全角40文字以内]

2 土地等の評価明細書の選択

1で入力した贈与者(財産をあげた方)から取得した宅地(作成した土地等の評価明細書)について、「選択」ボタンをクリックして選択してください。
 また、選択した後は「取得年月日」欄に宅地を取得した年月日を入力してください。

土地等の評価明細書一覧 [入力件数 1/4]

No	所在地番	表示項目		入力・選択項目		選択
		面積	総額	取得年月日		
② 1	熊本県熊本市中央区〇〇町〇〇-〇〇	100m ²	10,000,000円	令和 <input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value="10"/> 月 <input type="text" value="20"/> 日	<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="クリア"/>	選択中
2	熊本県熊本市中央区△△町△△-△△	75m ²	6,825,000円	令和 <input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value="8"/> 月 <input type="text" value="5"/> 日	<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="クリア"/>	一般の贈与(暦年課税・特例) 税務 五郎
3	熊本県熊本市東区〇〇町〇〇-〇〇	125m ²	12,500,000円	令和 <input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value=""/> 月 <input type="text" value=""/> 日	<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="クリア"/>	-
4	熊本県熊本市東区〇〇町〇〇-〇〇	300m ²	12,000,000円	令和 <input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value=""/> 月 <input type="text" value=""/> 日	<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="クリア"/>	※ 利用区分が貸宅地又は貸家建付地のため、選択できません。 -

③

- ① 贈与者(財産をあげた方)の氏名、あなた(財産を取得した方)からみた贈与者の続柄、生年月日等を入力します。
- ② ①で入力した贈与者(財産をあげた方)から取得した土地等について「選択」ボタンをクリックした後、「取得年月日」を入力します。
 なお、①で入力した贈与者(財産をあげた方)から取得した土地等について「選択」ボタンをクリックすると、「選択中」と表示されます。
- ③ 内容に誤りがなければ「選択終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください。

「選択終了（次へ）>」ボタンをクリックした後は、11 ページの「8 贈与者等の入力結果」画面に進みます。

【参考】登記事項証明書の添付を省略する場合の不動産番号の入力のしかた

配偶者控除の特例を適用する場合で、2 ページの「2 贈与者等の入力」画面において、「登記事項証明書の添付を省略する」にチェックを入れた場合は、「取得年月日の入力欄」の下に「不動産番号の入力欄」が表示されますので、不動産番号（半角 13 文字）を入力してください。

2 土地等の評価明細書の選択

1で入力した贈与者（財産をあげた方）から取得した宅地（作成した土地等の評価明細書）について、「選択」ボタンをクリックして選択してください。
また、選択した後は「取得年月日・不動産番号」欄に宅地を取得した年月日及び不動産番号を入力してください。

土地等の評価明細書一覧 [入力件数 2/4]

No	所在地番	表示項目 面積	総額	入力・選択項目 取得年月日・不動産番号	選択
1	能本県能本市中央区〇〇町〇〇-〇〇	100m ²	10,000,000円	令和 4 年 10 月 20 日 [半角13文字] 1234567890123	選択 クリア 選択中
2	能本県能本市中央区△△町△△-△△	75m ²	6,825,000円	令和 4 年 8 月 5 日 [半角13文字]	選択 クリア 一般の贈与（暦年課税・特例） 税務 五郎
3	能本県能本市東区〇〇町〇〇-〇〇	125m ²	12,500,000円	令和 4 年 月 日 [半角13文字]	選択 クリア -
4	能本県能本市東区〇〇町〇〇-〇〇	300m ²	12,000,000円	令和 4 年 月 日 [半角13文字]	* 利用区分が貸宅地又は貸家建付地のため、選択できません。 -



評価明細書を作成した土地等の利用区分が「貸宅地」又は「貸家建付地」である場合には、「選択」及び「クリア」ボタンは表示されません。

6 特定贈与者（財産をあげた方）等の入力（土地等の評価明細書の引継ぎ）

特定贈与者(財産をあげた方)等の入力(土地等の評価明細書の引継ぎ)

特定贈与者の人数が2名以上の場合は、まず1名を入力し、後の「贈与者等の入力」画面の「特定贈与者を追加する」ボタンから他の特定贈与者を入力してください。

(1) 特定贈与者の氏名 フリガナ 【必須】	①	[格全角カナ11文字以内] セイ: <input type="text" value="コケイ"/> メイ: <input type="text" value="イチロウ"/>
(2) 特定贈与者の氏名 漢字 【必須】		[格全角10文字以内] 姓: <input type="text" value="国税"/> 名: <input type="text" value="一郎"/>
(3) 特定贈与者の住所 【必須】		[全角40文字以内] 熊本県熊本市南区〇〇町〇〇-〇〇
(4) 特定贈与者の生年月日 【必須】		昭和 <input type="text" value="6"/> 年 <input type="text" value="10"/> 月 <input type="text" value="25"/> 日
(5) 特定贈与者の続柄 【必須】		[その他は全角3文字以内] 続柄: <input type="text" value="祖父"/>
(6) あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫ですか。 【必須】		<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ ②
(7) (1)の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるのは初めてですか。 【必須】		<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ ③
<input type="checkbox"/> 養子縁組などにより年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった方は、次の事項を入力してください。		
推定相続人又は孫となった理由 推定相続人又は孫となった年月日		[全角20文字以内] <input type="text"/> 令和 <input type="text" value="4"/> 年 <input type="text" value=""/> 月 <input type="text" value=""/> 日 ④
<input type="checkbox"/> 過去に(1)の特定贈与者から贈与を受けた財産(相続時精算課税の適用を受けた財産に限ります。)の申告状況について入力してください。		
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)		[8桁以内] <input type="text"/> 円 ⑤
<input type="button" value="戻る"/> <input type="button" value="入力内容をクリア"/> ⑥ <input type="button" value="入力終了(次へ)"/>		

- ① 特定贈与者（財産をあげた方）の氏名、あなた（財産を取得した方）からみた特定贈与者の続柄、生年月日等を入力します。
- ② あなたが、贈与を受けた日現在において特定贈与者（財産をあげた方）の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫であるかについて、「はい」又は「いいえ」を選択してください。
- ③ 入力中の特定贈与者（財産をあげた方）からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるのは初めてであるかについて、「はい」又は「いいえ」を選択してください。
- ④ ②で「はい」を選択した方で、養子縁組などにより年の途中で入力中の特定贈与者（財産をあげた方）の推定相続人又は孫となった方は、「推定相続人又は孫となった理由」及び「推定相続人又は孫となった年月日」を入力してください。
- ⑤ ③で「いいえ」を選択した方は、過去の申告書の控えなどを参照して、過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額を入力してください。
- ⑥ 入力した内容に誤りがなければ「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください（③で「はい」を選択した場合には、10 ページの「7 土地等の評価明細書の選択」画面に進みます。）。

7 土地等の評価明細書の選択

土地等の評価明細書の選択

[当画面の入力例](#)

入力した特定贈与者(財産をあげた方)から取得した宅地(作成した土地等の評価明細書)について、「選択」ボタンをクリックして選択してください。
また、選択した後は「取得年月日」欄に宅地を取得した年月日を入力してください。

土地等の評価明細書一覧 [入力件数 2/4]

① 特定贈与者名: 国税 一郎

No	所在地番	表示項目		入力・選択項目		選択
		面積	総額	取得年月日		
1	熊本県熊本市中央区〇〇町〇〇-〇〇	100m ²	10,000,000円	令和 4 年 10 月 20 日		<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="クリア"/> 配偶者控除の特例(暦年課税・一般) 国税 花子
2	熊本県熊本市中央区△△町△△-△△	75m ²	6,825,000円	令和 4 年 8 月 5 日		<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="クリア"/> 一般の贈与(暦年課税・特例) 税務 五郎
3	熊本県熊本市東区〇〇町〇〇-〇〇	125m ²	12,500,000円	令和 4 年 7 月 17 日		<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="クリア"/> 選択中
4	熊本県熊本市東区〇〇町〇〇-〇〇	300m ²	12,000,000円	令和 4 年 月 日		<input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="クリア"/> -

③

- ① 9ページの「6 特定贈与者(財産をあげた方)等の入力(土地等の評価明細書の引継ぎ)」画面で入力した特定贈与者名が表示されます。
- ② ①に表示されている特定贈与者(財産をあげた方)から取得した土地等について「選択」ボタンをクリックした後、「取得年月日」を入力します。
 なお、①に表示されている特定贈与者(財産をあげた方)から取得した土地等について「選択」ボタンをクリックすると、「選択中」と表示されます。
- ③ 内容に誤りがなければ「選択終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください。
 「選択終了(次へ) >」ボタンをクリックした後は、11ページの「8 贈与者等の入力結果」画面に進みます。

8 贈与者等の入力結果

贈与者等の入力

当画面の入力例

評価明細書を作成した土地等について、下のボタンの中から該当するものをクリックして、画面の案内に沿って贈与者(財産をあげた方)等を入力してください。

※ 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、この画面の案内に沿って評価明細書を作成した土地等の贈与者(財産をあげた方)等を入力した後に、別の画面で入力することになります。

【入力件数 3/4】

入力内容を確認する場合は、右の「入力内容を確認する」ボタンをクリックしてください。

① **入力内容を確認する**

②

一般の贈与(暦年課税)の贈与者一覧				
No	氏名	財産区分	評価明細書の選択ボタン	贈与者の削除ボタン
1	税務 五郎	特例贈与財産	評価明細書の選択 <small>※ 贈与者氏名等の修正もこちらから行ってください。</small>	贈与者の削除

贈与者を追加する

配偶者控除の特例(暦年課税)の贈与者一覧				
No	氏名	評価明細書の選択ボタン	特例要件の確認ボタン	贈与者の削除ボタン
1	国税 花子	評価明細書の選択 <small>※ 贈与者氏名等の修正もこちらから行ってください。</small>	特例要件の確認	贈与者の削除

登記事項証明書の添付を省略する

登記事項証明書の添付を省略するために配偶者控除の適用を受ける財産に係る不動産番号を入力する場合は、上のチェックボックスにチェックを入れてください。

なお、チェックを入れた場合は、以下の財産が合計7件以上となる申告書は作成することができません。

- ・ 一般の贈与(一般税率)
- ・ 配偶者控除の適用を受ける財産

※ 登記事項証明書の添付の省略について、詳しくは[よくある質問](#)をご覧ください。

相続時精算課税の特定贈与者一覧				
No	氏名	評価明細書の選択ボタン	特定贈与者の修正ボタン	特定贈与者の削除ボタン
1	国税 一郎	評価明細書の選択	特定贈与者の修正	特定贈与者の削除

③ **特定贈与者を追加する**

④ **選択終了(次へ) >**

- ① 「入力内容を確認する」ボタンをクリックすると、作成した評価明細書の一覧が表示され、入力した贈与者等について確認することができます。
- ② 贈与者等の入力終了すると、「贈与者等の入力」画面に贈与者一覧が表示されます。
- ③ (特定) 贈与者が複数いる場合には、「贈与者を追加する」ボタン又は「特定贈与者を追加する」ボタンをクリックすると、(特定) 贈与者の入力を行うことができます。
- ④ 内容に誤りがなければ「選択終了(次へ) >」ボタンをクリックします。

11

9 入力内容の確認

入力内容の確認

入力内容を確認してください。

確認が終わったら、評価明細書を作成した土地等のほかに贈与を受けた財産がある場合は「他の財産の入力を行う」ボタンを、ほかに贈与を受けた財産がない場合は「財産の入力を終了する」ボタンをクリックしてください。

※ 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は「他の財産の入力を行う」ボタンをクリックしてください。

内容に誤りがある場合は「<戻る」ボタンをクリックしてください。

土地等の評価明細書一覧 [入力件数 3/4]

①

No	所在地番	面積	総額	取得年月日	贈与者氏名等
1	熊本県熊本市中央区〇〇町〇〇-〇〇	100m ²	10,000,000円	令和4年10月20日	配偶者控除の特例(暦年課税・一般) 国税 花子
2	熊本県熊本市中央区△△町△△-△△	75m ²	6,825,000円	令和4年8月5日	一般の贈与(暦年課税・特例) 税務 五郎
3	熊本県熊本市東区〇〇町〇〇-〇〇	125m ²	12,500,000円	令和4年7月17日	相続時精算課税 国税 一郎
4	熊本県熊本市東区〇〇町〇〇-〇〇	300m ²	12,000,000円	-	<input type="checkbox"/> この評価明細書を削除

②

他の財産の入力を行う >

財産の入力を終了する >

評価明細書を作成した土地等のほかに贈与を受けた財産がある場合は、左のボタンをクリックしてください。

評価明細書を作成した土地等のほかに贈与を受けた財産がない場合は、左のボタンをクリックしてください。

- ① 入力した内容を確認します。
- 「取得年月日」又は「贈与者氏名等」に誤りがある場合は、「<戻る」ボタンをクリックします。
- ② 入力した内容に誤りがない場合は、該当するボタンをクリックしてください。
- なお、画面の進む先は次により異なります。
- 「他の財産の入力を行う」ボタンをクリックした場合 … 13 ページの「10 取得財産の入力」画面に進みます。
 - 「財産の入力を終了する」ボタンをクリックした場合 … 15 ページの「11 贈与税額計算結果表示」画面に進みます。



「土地等の評価明細書作成コーナー」で作成した評価明細書で、贈与税の申告書の作成において利用しないものがある場合には、「贈与者氏名等」欄の「この評価明細書を削除」にチェックを入れた後に、②のいずれか該当するボタンをクリックしてください。

なお、この場合には、作成した評価明細書がほかにあっても土地等の評価明細書の電子申告等データ（拡張子が「.txt」）は作成されません。

10 取得財産の入力

12 ページの「9 入力内容の確認」画面で「他の財産の入力を行う」ボタンをクリックした場合に表示されます。

マイナンバーカード

取得財産の入力
当画面の入力例

入力内容を確認してください。
 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。
 該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終わった時点で、他の項目を選択して入力することができます。

① 取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与の入力結果表

No	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	税務 五郎	特例贈与財産	令和4年 8 月 5 日	土地	6,825,000円 円 円	修正	削除
2							
3							

贈与者を追加する

配偶者控除の特例の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	取得した財産の明細 種類 細目 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	国税 花子	土地 宅地 自用地	令和4年 10 月 20 日	修正	削除
10,000,000円					
2					
3					

配偶者控除の特例の適用を受ける財産を追加する

登記事項証明書の添付を省略する

登記事項証明書の添付を省略するために配偶者控除の適用を受ける財産に除く不動産番号を入力する場合は、上のチェックボックスにチェックを入れてください。

なお、チェックを入れた場合は、以下の財産が合計7件以上となる申告書は作成することができません。

- ・ 一般の贈与（一般税率）
- ・ 配偶者控除の適用を受ける財産

※ 登記事項証明書の添付の省略について、詳しくはよくある質問をご覧ください。

相続時精算課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	特定贈与者	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	国税 一郎	令和4年 7 月 17 日	土地	12,500,000円 円 円	修正	削除

特定贈与者を追加する

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。
 ※ 住宅取得等資金の非課税の適用を受けるには、贈与税の申告期（令和4年分は令和5年3月15日(水)）までに、贈与税の申告書及び添付書類を受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

戻る (提出方法の選択等へ)
ここまでの入力内容を保存する
② 入力終了 (次へ) >

※ 作成を中断する場合は、中央の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

13

- ① 「土地等の評価明細書作成コーナー」で入力した内容が表示されます。
贈与により取得した財産の追加の方法については、「贈与税の申告書作成コーナー」の操作の手引き「1. 一般の贈与の場合（暦年課税）編」から「4. 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合編」をご確認ください。
- ② 入力した内容に誤りがなければ「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

11 贈与税額計算結果表示

マイナンバーカード

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。

暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

なお、相続時精算課税分に係る外国税額の控除額のある方は、「相続時精算課税の計算結果を見る」ボタンから入力してください。

取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分・銘柄等		財産を取得した年月日 財産の価額		
I 特例贈与財産分	土地 / 宅地 / 自用地		令和4年 8 月 5 日	
		6,825,000円		
	現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 現金		令和4年 1 月 10 日	
		3,000,000円		
	特例贈与財産の価額の合計額	(1)	13,825,000円	
II 暦年課税分	土地 / 宅地 / 自用地		令和4年 10 月 20 日	
		10,000,000円		
	家屋 / 家屋 / 自用家屋		令和4年 1 月 1 日	
		5,000,000円		
		一般贈与財産の価額の合計額	(2)	18,000,000円
		配偶者控除額	(3)	10,000,000円
		暦年課税分の課税価格の合計額	(4)	21,825,000円
	基礎控除額	(5)	1,100,000円	
	(5)の控除後の課税価格	(6)	20,725,000円	
	(6)に対する税額	(7)	7,111,072円	
	外国税額の控除額	(8)	円	
	医療法人持分税額控除額	(9)	円	
	差引税額	(10)	7,111,072円	

③ 特例贈与財産分の入力内容を確認する
④ 一般贈与財産分の入力内容を確認する

III 相続時精算課税分			
相続時精算課税分の課税価格の合計額	(11)	12,500,000円	
相続時精算課税分の差引税額の合計額	(12)	0円	

相続時精算課税の計算結果を見る

※ 相続時精算課税分に係る外国税額の控除額のある方は、上のボタンから入力してください。

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特例株式等の納税猶予、医療法人持分納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。

	課税価格の合計額	(13)	44,325,000円
	差引税額の合計額	(14)	7,111,000円
III 合計	農地等納税猶予税額	(15)	円
	株式等納税猶予税額	(16)	円
	特例株式等納税猶予税額	(17)	円
	医療法人持分納税猶予税額	(18)	円
	事業用資産納税猶予税額	(19)	円
	申告期限までに納付すべき税額	(20)	7,111,000円

あなたが令和5年3月15日(水)までに納付すべき令和4年分の贈与税額は

7,111,000 円 です。

⑥

【ご注意ください】

「特例税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の(5)の控除後の課税価格が300万円を超えるときは、贈与税の申告書のほか、「受贈者の戸籍の謄本又は抄本」その他の書類で、受贈者の氏名、生年月日及び受贈者が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。

なお、過去に特例税率の適用を受けるためにあなたとその贈与者との続柄を明らかにする戸籍の謄本などの書類を提出している場合には、右の「過去の贈与税の申告状況の入力」ボタンをクリックしてください。

過去の贈与税の申告状況の入力

< 戻る

ここまでの入力内容を保存する

⑦ 入力終了(次へ) >

※ 作成を中断する場合は、中央の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

- ① (7) 欄の「(6) に対する税額」の計算方法等を確認する場合には、「計算結果の確認」ボタンをクリックしてください。
- ② 外国税額の控除額がある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、「控除額の入力」ボタンをクリックして、控除額を入力してください。

なお、相続時精算課税分に係る外国税額の控除額のある方は、「相続時精算課税の計算結果を見る」ボタンをクリックすると相続時精算課税の計算明細書を確認する画面に進みますので、そちらから入力をしてください。
- ③ 特例税率の適用を受ける財産を3件以上入力した場合、3件目以降の財産は贈与税額計算結果表示画面に表示されません。3件目以降の財産の入力内容を確認する場合は、「特例贈与財産分の入力内容を確認する」ボタンをクリックしてください。

※ 特例税率の適用を受ける財産が3件未満の場合は、「特例贈与財産分の入力内容を確認する」ボタンは表示されません。
- ④ 一般税率の適用を受ける財産を3件以上入力した場合、3件目以降の財産は贈与税額計算結果表示画面に表示されません。3件目以降の財産の入力内容を確認する場合は、「一般贈与財産分の入力内容を確認する」ボタンをクリックしてください。

※ 一般税率の適用を受ける財産が3件未満の場合は、「一般贈与財産分の入力内容を確認する」ボタンは表示されません。
- ⑤ 農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特例株式等の納税猶予、医療法人持分納税猶予の特例又は個人の事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「猶予税額の入力」ボタンをクリックして、納税猶予税額を入力してください。
- ⑥ 「特例税率」の適用を受ける場合で、(6) 欄の「(5) の控除後の課税価格」が300万円を超えるときは、贈与税の申告書のほかに、「受贈者（財産を取得した方）の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の氏名、生年月日及び受贈者が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類」を提出する必要がありますので、ご注意ください。

なお、過去に特例税率の適用を受けるためにあなた（財産を取得した方）とその贈与者（財産をあげた方）との続柄を明らかにする戸籍の謄本などの書類を提出している場合には、「過去の贈与税の申告状況の入力」ボタンをクリックして、「過去の贈与税の申告状況の入力」画面（操作の手引き「1. 一般の贈与の場合（暦年課税）編」15 ページ参照）に進みます。

※ 戸籍の謄本などの書類を提出する必要がない場合は、「過去の贈与税の申告状況の入力」ボタンは表示されません。
- ⑦ 入力した内容に誤りがなければ「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。